

日本看護教育学学会誌投稿規定

1. 著者の資格
筆頭著者は本学会員（賛助会員を除く）に限る。
共著者に非会員を含む場合は、理事会の承認を得た上で、投稿できる。但し、編集委員会から依頼した原稿についてはこの限りではない。
2. 著者の基準
著者とは、投稿された論文に重要な知的貢献をし、次のすべての基準を満たす者である。
 - 1) 研究の計画、実施、結果の産出に寄与した者
 - 2) 論文の執筆に参画した者
 - 3) 論文の内容について説明できる者
 - 4) 投稿原稿の最終確認および承認を行った者
3. 原稿の種類
 - 1) 原稿の種類は、論壇、総説、論著、原著、資料、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記しなければならない。
 - 2) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。
4. 投稿手続
 - 1) 投稿原稿は5部（モノクロ）を送付する。
 - 2) 原稿は封筒の表に「看護教育学研究投稿原稿在中」と朱書きし、下記に書留郵送する。
〒260-8672 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
千葉大学大学院看護学研究院
専門職育成学講座気付
日本看護教育学学会
5. 原稿の受付および採否
 - 1) 上記4の手続を経た原稿の到着日を受付日とする。
 - 2) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。
6. 著作権
日本看護教育学学会著作権規定に基づき、著作権は、原則として学会に帰属するものとする。
最終原稿提出時、編集委員会より提示される著作権譲渡承諾書に著者全員が自筆署名し、論文と共に送付すること。
7. 著者が負担すべき費用
 - 1) 投稿料 投稿時に著者が負担する。
 - 2) 掲載料 論文採択後、著者が負担する。
 - 3) 別刷料 著者が実費を負担する。
但し、編集委員会から依頼した原稿については、この限りではない。

附 則

この規定は、平成3年4月27日から施行する。
この規定の改正は、平成17年4月23日から施行する。
この規定の改正は、平成27年4月25日から施行する。
この規定の改正は、令和5年4月22日から施行する。

日本看護教育学学会著作権規定

- 第1条 この規定は、日本看護教育学学会（以下学会という）が、扱う著作物の価値を著作権によって保護し、その著作権を学会で集中管理して権利の有効活用を図ることにより、学問の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 この規定は、学会が企画、編集あるいは発行などを行うすべての著作物に適用する。
- 第3条 前条に定める著作物には、例えば次のようなものが含まれる。
 - 1) 会員により会誌「看護教育学研究」に投稿された著作物、各委員会の公表資料および報告書など
 - 2) ビデオテープ、CDなどの各種の記録媒体に記録されたもの
 - 3) インターネットにおけるホームページなどの映像情報（学会ホームページ、ネットワーク上に送信された公開情報など）
- 第4条 第2条により、この規定が適用される著作物の著作権は、特段の事由がある場合を除き、学会に帰属するものとする。
 2. 会員は、自己が会誌に投稿した著作物について、自己の論文集、講演、講義、インターネットのホームページなどに利用することができる。
- 第5条 学会は、会誌「看護教育学研究」を発行する際、著作権が原則として学会に帰属することを表示するものとする。
 2. 前項の著作権表示においては、© または Copyright、著作権者名および最初の発行の西暦年を順番に表示する。
例) ©日本看護教育学学会, 2004
- 第6条 学会は、会誌「看護教育学研究」などへの執筆依頼または投稿受付にあたり、特段の事由がない限り、当該著作物に関する著作権が学会に帰属することを、著作者に徹底するものとする。

附 則

この規定は、平成17年4月23日から施行する。